

義務化に対応！「カスハラ対策」の進め方 ～組織体制づくりと対応力強化のポイント～

2026年10月にカスタマーハラスメント（カスハラ）は改正労働施策総合推進法により、大企業や中小企業零細企業等規模を問わず、すべての事業主に義務化されます。また義務化されたことで社内基本方針を定め、対応マニュアルを作成しただけにならないよう、法改正のポイントと企業に義務付けられる措置の内容をわかりやすく解説していただき、現場の実効性を高めていただけるようご活用していただければと思います。この機会に是非ご参加ください。

開催概要

日 時：2026年10月19日(月)
14:00～16:00

会 場：北とぴあ 701会議室 (東京都北区王子1-11-1 7階)

講 師：株式会社Fine HR
代表取締役 津田 典子氏



【講師略歴】

ANAでチーフパーサー、教育専任教官として11年勤務。
3000名超の社員教育に関わる。
採用コンサルティング会社を経て、現在は全国の企業にて研修・組織開発を支援。
令和7,8年度東京都カスタマーハラスメント防止対策推進事業
団体マニュアル作成専門家。和光大学非常勤講師。

定員

40名

対象

中小企業経営者
個人事業主など

内容

1. カスハラ防止対策の義務化について
2. どこまで対応する？カスハラの線引きの考え方
3. カスハラ対策の基本「基本方針」と「対応マニュアル」の作り方
4. カスハラ対応の基本とポイント
5. 事例で考えるカスハラを未然に防ぐテクニックなど

お申込方法

※注意事項などについては、ホームページにてご確認ください。

挑みつづける、変わらぬ意志で。
 東京商工会議所

207689を入力

> イベントカレンダー > アクセス JP | EN

東商のホームページ上段の「イベントを検索」欄に、イベント番号「207689」を入力して、Enterキーを押すと、申込みページに遷移します。
なお、お申し込みにあたって東商マイページへのご登録が必要となります。

※ご提供いただいた情報は、本事業のほか東京商工会議所が主催する各種事業のご案内（DM及びFAX）のために利用させていただきます。なお、今後の送信を希望されない場合は、お手数ですが、東京商工会議所北支部までご連絡ください